

第 4 章

策定経過



第4章 策定経過



1 策定経過

① 庁内検討等

○第6次総合計画(前期基本計画)の評価・検証

・平成29年度から、第6次総合計画(前期基本計画)の計画期間内における施策・事業の取組成果と計画の進捗状況を全庁を挙げて検証するとともに、中長期的な視点に立って取り組まなければならない課題を抽出し、それらに対処するための施策の方向性の明確化に取り組みました。

② 総合計画審議会

- 設置期間:平成30年5月23日～11月19日(4回開催)
- 委員:学識経験者や公募に応じた市民など 計30人



③ 市民意見の反映等

○市民の声アンケート

・現状の市民生活の実態や実感、各分野における市民ニーズを把握し、第6次総合計画後期基本計画策定の基礎資料とするために実施しました。

○大学生まちづくりワークショップ

・大学生が当市の風土や歴史、文化、食等の魅力向上や課題解決について、街なか、海、山、農地等のフィールドワークを通じて考えるワークショップを開催しました。



期間:平成30年6月～8月

○まちづくり市民意見交換会

・市の現状や課題を説明し、第6次総合計画後期基本計画に市民の意見を反映するため、まちづくりに関する意見交換会を市内5会場で開催しました。



期間:平成30年7月11日～21日
参加者数:計133人

○市民説明会

- ・第6次総合計画後期基本計画(案)について、市民への説明会を市内2会場で開催しました。
- 期間:平成30年10月12日～13日
- 参加者数:計46人



○パブリックコメント

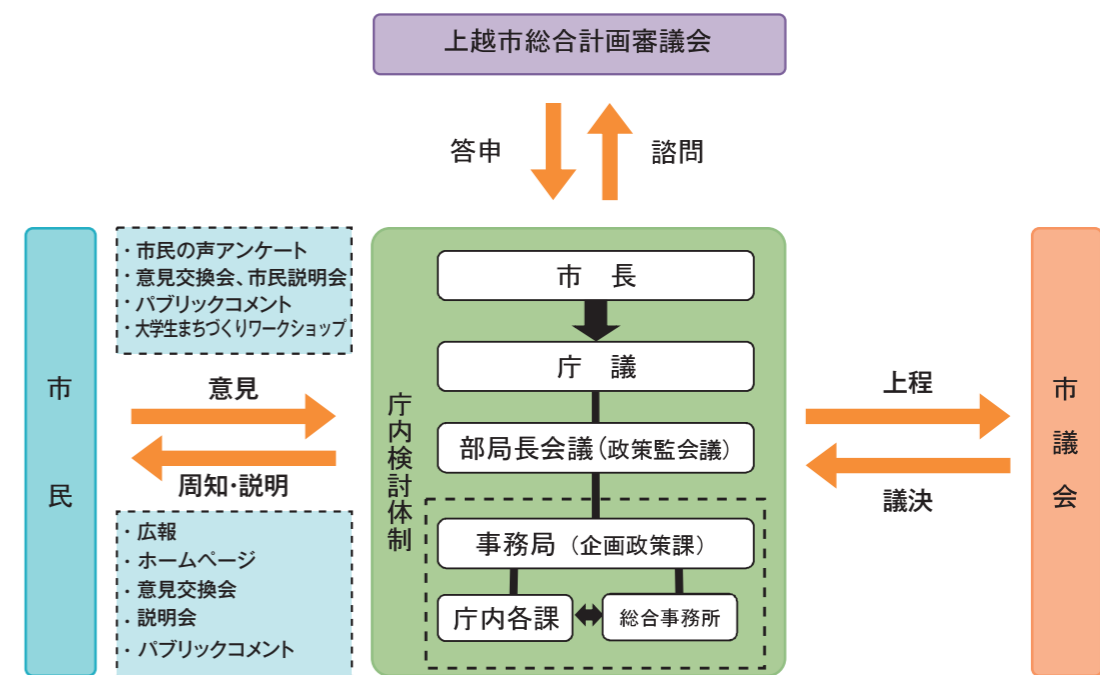
- ・実施期間:平成30年10月2日～31日
- 意見数:25件・3人、1団体(反映した意見4件、一部反映した意見2件、反映しなかった意見17件、既に計画(案)に記述済の意見2件)

④ 市議会への説明

○総務常任委員会所管事務調査で説明

時期	内容
平成30年 6月 8日	・策定に向けた取組状況、今後の取組スケジュール、市民の声アンケートの結果、上越市の現状と課題について説明
9月28日	・まちづくり市民意見交換会開催結果、後期基本計画(案)、策定スケジュールについて説明
11月 9日	・第6次総合計画後期基本計画(案)について説明

【策定体制図】



序論

基本構想

基本計画

資料編

序論

基本構想

基本計画

資料編

第4章 策定経過



策定経過一覧

年月	総合計画審議会など	市民意見など	その他
平成29年 4月～			○前期基本計画の 評価・検証
平成30年 1～7月	○第1回審議会(5/23) ・委嘱状交付、会長・副会長の互選、諮問 ・審議会の運営、上越市の現状と課題、市民 の声アンケートの結果について審議	○市民の声アンケート実施(1月)、公表(5月) ○大学生まちづくりワークショップ・ フィールドワーク(6/16・30) ○まちづくり市民意見交換会(7/11～21)	○総務常任委員会 所管事務調査 (6/8)
8月	○第2回審議会(8/6) ・まちづくり市民意見交換会の開催結果、 後期基本計画(案)の施策・施策の柱の 骨子案について審議	○大学生まちづくりワークショップ (8/4)	
9月	○第3回審議会(9/11) ・後期基本計画(案)、施策目標の見直し について審議		○総務常任委員会 所管事務調査 (9/28)
10月		○後期基本計画(案)についてパブリック コメント実施(10/2～31) ○市民説明会(10/12・13)	
11月	○第4回審議会(11/15) ・後期基本計画(案)について審議 ○後期基本計画(案)を市長へ答申(11/19)	○後期基本計画(案)についてパブリックコ メントの結果公表(11/26～12/25)	○総務常任委員会 所管事務調査 (11/9)
12月	○後期基本計画の議決(12/18)		

2 上越市総合計画審議会

昭和46年7月30日
条例第86号

① 上越市総合計画審議会条例

- (設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- (所掌事務)
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。
- (組織)
第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 市教育委員会の委員 (2) 市農業委員会の委員 (3) 学識経験を有する者
(4) 関係行政機関の職員 (5) 関係諸団体の役員及び職員 (6) 公募に応じた市民
(7) その他市長が必要と認める者
- (任期)
第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。
(会長及び副会長)
第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)
第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(庶務)
第7条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。
(委任)
第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
(以下、改正附則は省略)

② 上越市総合計画審議会委員名簿

(委員区分・五十音順、敬称略)

区分	所属機関・団体等	氏名	備考
第1号 上越市教育委員会の委員	上越市教育委員会 委員	濱 祐子	副会長
第2号 上越市農業委員会の委員	上越市農業委員会 会長	荒川 俊治	
第3号 学識経験を有する者	上越教育大学 学長	川崎 直哉	会長
	新潟県立看護大学 学長	小泉 美佐子	
	新潟県立看護大学 教授	平澤 則子	
	長岡技術科学大学 准教授	松田 曜子	
	上越教育大学 教授	山縣 耕太郎	
第4号 関係行政機関の職員	国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所 所長	遠藤 正樹	
	新潟県上越地域振興局 局長	大野 昇	
	厚生労働省新潟労働局 上越公共職業安定所 所長	金子 幸二	
第5号 関係諸団体の役員及び職員	上越市小中学校PTA連絡協議会 会長	岡田 龍一	
	上越市商工会連絡協議会	荻谷 賢一	
	上越青年会議所 理事長	小嶋 宏志	
	上越市社会福祉協議会 理事	小林 良一	
	上越市地域公共交通活性化協議会 委員	白石 雅孝	
	上越市町内会長連絡協議会 会長	杉本 正彦	
	上越商工会議所 会頭	高橋 信雄	
	NPO法人中郷区まちづくり振興会 理事長	竹内 靖彦	
	NPO法人マミーズ・ネット 理事長	中條 美奈子	
	連合新潟上越地域協議会 事務局長	早川 英雄	
	上越医師会 会長	早津 正文	
	えちご上越農業協同組合 代表理事理事長	藤山 作次	
	NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部 理事	松川 菜々子	
第6号 公募に応じた市民	公募市民	大堀 みき	
	公募市民	土屋 郁夫	
	公募市民	中村 真二	
第7号 その他市長が必要と認める者	上越市スポーツ推進審議会 副委員長	倉石 義行	
	上越市女性サポートセンター運営委員会 委員長	齊京 貴子	
	上越観光コンベンション協会 観光振興専門官	武石 雄司	
	上越市ものづくり振興専門員	宮下 孝洋	

③ 諮問・答申

上企政第17844号
平成30年5月23日

上越市総合計画審議会
会長 川崎 直哉 様

上越市長 村山 秀幸

上越市第6次総合計画後期基本計画案について(諮問)

上越市第6次総合計画の後期基本計画の策定に当たり、上越市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成30年11月19日

上越市長 村山 秀幸 様

上越市総合計画審議会
会長 川崎 直哉

上越市第6次総合計画後期基本計画案について(答申)

平成30年5月23日付け上企政第17844号で本審議会に諮問のありました、上越市第6次総合計画後期基本計画案について、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。